

第2号様式

被害者の立場に立った知能犯罪に関する被害相談対応について（概要）

（令和6年8月30日 鹿捜二第64号）

本通達は、被害者の立場に立った知能犯罪に関する被害相談対応に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 被害の届出の即時受理
- 適正な被害相談対応
- 早期の事件処理

等である。